

### 工賃向上計画支援事業の実施について 新旧対照表

新	旧
<p>障発0411第5号 平成24年4月11日</p> <p>一部改正 障発0331第45号 平成26年3月31日</p> <p>最終改正 障発0409第6号 <u>平成27年4月9日</u></p>	<p>障発0411第5号 平成24年4月11日</p> <p>一部改正 障発0331第45号 平成26年3月31日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>工賃向上計画支援事業の実施について</p> <p>平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示したところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>工賃向上計画支援事業の実施について</p> <p>平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示したところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">工賃向上計画支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容  工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>共同受注窓口を活用した品質向上支援事業</u> (専門家の派遣等 (例：農業等) による技術指導による<u>品質</u>向上支援、利用者の作業効率向上支援)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 特別事業  (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">工賃向上計画支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容  工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>工賃アップ取組事業所技術向上支援事業</u> (専門家の派遣等 (例：農業等) による技術指導による<u>技術</u>向上支援、利用者の作業効率向上支援)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 特別事業  (略)</p> <p>4～7 (略)</p>